

定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されていないとき。

第三章 発信者情報の開示請求等

（発信者情報の開示請求）

第五条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報であつて専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。）以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

一　当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二　当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三　次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

- イ　当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。
- ロ　当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であつて総務省令で定めるもののみである

と認めるとき。

当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

（2）（1）当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ　当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報）を除く。）によつては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

ハ　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。）に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。

一　当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二　当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三　前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行つた当該特定電気通信役務に係る識別符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の符号の電気通信による送信であつて、当該侵害情報の発信者を特定するた

めに必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

（開示関係役務提供者の義務等）

第六条 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある

場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聽かなければならぬ。

第二章 開示関係役務提供者による開示

（当該発信者情報開示命令に係るものに限る。）において前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対する、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

（当該発信者情報開示命令に係るものに限る。）において前条第一項又は第二号に係る部分に限る。）の規定による命令を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令による発信者情報の提供を受けたときは、当該発信者情報を、その保有する発信者情報（当該提供に係る侵害情報に係るものに限る。）を特定する目的以外に使用してはならない。

（当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。）

（発信者情報の開示を受けた者の義務）

第七条 第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不當に当該発信者情報に係る発信者の名譽又は生活の平穀を害する行為をしてはならない。

（第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続）

（発信者情報開示命令）

第八条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

（日本の裁判所の管轄権）

第九条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

イ　相手方の住所又は居所が日本国内にあるとき。

ロ　相手方の住所及び居所が日本国内にない場合又はその住所及び居所が知れない場合において、当該相手方が申立て前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）。

ハ　大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とするとき。

二　法人その他の社団又は財團を相手方とする場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

イ　相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

ロ　相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にない場合において、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するとき。

- （1）当該相手方の事務所又は営業所が日本国内にある場合において、申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるとき。
- （2）当該相手方の事務所若しくは営業所が日本国内にない場合又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れない場合において、代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるとき。

三　前二号に掲げるもののほか、日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外國会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する外國会社をいう。）の所在地位が知れない場合において、代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるとき。

を含む。)を相手方とする場合において、申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるとき。

前項の規定にかかわらず、当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に発信者情報開示命令の申立てをすることができるかについて定めることができる。

前項の合意は、書面でなければ、その効力を生じない。

第二項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

外国の裁判所にのみ発信者情報開示命令の申立てをすることができる旨の第二項の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。

裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて前各項の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の第二項の合意に基づき申立てがされた場合を除く。)においても、事案の性質、手続の進行による相手方の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることを当事者間の合意を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、当該申立ての全部又は一部を却下することができる。

日本の裁判所の管轄権は、発信者情報開示命令の申立てがあつた時を標準として定める。

裁判所は、発信者情報開示命令の申立ては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一人を相手方とする場合(相手方の住所が日本国内にないとき又はその住所が知れないときはその最後の住所の所在地とする。)

二 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とする場合において、この項(前号に係る部分に限る。)の規定により管轄が定まらないとき 最高裁判所規則で定める地

三 法人その他の社団又は財團を相手方とする場合 次のイ又はロに掲げる事務所又は営業所の所在地(当該事務所又は営業所が日本国内にないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所の所在地とする。)

イ 相手方の主たる事務所又は営業所
ロ 申立てが相手方の事務所又は営業所(イに掲げるものを除く。)における業務に関するものであるときは、当該事務所又は営業所

二 前条の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる発信者情報開示命令の申立てについて、前項の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、当該申立ては、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

三 発信者情報開示命令の申立てについて、前二項の規定により次の各号に掲げる裁判所にも、当該申立てをすることがあることとなる場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所に定めるところによる。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(東京地方裁判所を除く。) 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(大阪地方裁判所を除く。) 大阪地方裁判所

三 前項の規定にかかわらず、発信者情報開示命令の申立ては、当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

前各項の規定にかかわらず、特許権、实用新案権、回路配線利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利を侵害されたとする者による当該権利の侵害についての発信者情報開示命令の申立ては、当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する。

令の申立てについて、当該各項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、当該申立ては、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 大阪地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 東京地方裁判所

前項第二号に定める裁判所がした発信者情報開示命令事件(同項に規定する権利の侵害に係るものに限る。)についての決定に対する即時抗告は、東京高等裁判所の管轄に専属する。

前各項の規定にかかわらず、第十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

一 当該他の開示関係役務提供者を相手方とする当該提供に係る侵害情報についての発信者情報開示命令事件

二 当該提供に係る侵害情報についての他の発信者情報開示命令事件
(発信者情報開示命令の申立書の写しの送付等)

第十二条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てがあつた場合には、当該申立てが不適法であるとき又は当該申立てに理由がないことを除き、当該発信者情報開示命令の申立書の写しを相手方に送付しなければならない。

二 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第四十三条第四項から第六項までの規定は、発信者情報開示命令の申立書の写しを送付することができない場合(当該申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

三 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、当事者の陳述を聴かなければならぬ。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして当該申立てを却下する決定をするときは、この限りでない。
(非電磁的事件記録の閲覧等)

第十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(発信者情報開示命令事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

二 前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)については、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

三 前二項の規定による非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。
(電磁的事件記録の閲覧等)

第十二条の二 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録(発信者情報開示命令事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。次項及び第三項並びに次条において同じ。)に備えられたファイル(第十七条第二項において単に「ファイル」という。)に記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの中覧を請求することができる。

二 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。)を使用してその者の使用

に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録される事項と同一であることを証明したものを受けし、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを受けし、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録を用いてその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 前条第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的事件記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

(事件に関する事項の証明)

第十二条の三 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、発信者情報開示命令事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを受けし、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(発信者情報開示命令の申立ての取下げ)

第十三条 発信者情報開示命令の申立ては、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、当該申立ての取下げは、次に掲げる決定がされた後においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

一 当該申立てについての決定

二 当該申立てに係る発信者情報開示命令事件を本案とする第十五条第一項の規定による命令発信者情報開示命令の申立ては、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、当該申立ての取下げは、次に掲げる決定がされた後においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないとときは、当該通知に係る申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、当該申立ての取下げがあつた日から二週間以内に相手方が異議を述べないとときも、同様とする。

（発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え）

第十四条 発信者情報開示命令の申立てについての決定（当該申立てを不適法として却下する決定を除く）に不服がある当事者は、当該決定の告知を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴えを提起することができる。

3 2 前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。

3 1 第一項に規定する訴えについての判決においては、当該訴えを不適法として却下するときを除き、同項に規定する決定を認可し、変更し、又は取り消す。当該訴えを不適法として却下するときを除く。

4 第一項に規定する決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に關しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

5 第一項に規定する訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定は、確定判決と同一の効力を有する。裁判所が第一項に規定する決定をした場合における非訟事件手続法第五十九条第一項の規定の適用については、同項第二号中「即時抗告をする」とあるのは、「異議の訴えを提起する」とす

る。

(提供命令)

第十五条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者（以下この項において「申立人」という。）の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対して、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 当該申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項（イに掲げる場合に該当すると認めるときは、イに定める事項）を書面又は電磁的方法で定めるものとのをいう。次号において同じ。）により提供すること。

イ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者に係るものに限る。（以下この項において同じ。）により当該侵害情報の發信者であると認めるもののを除く。ロにおいて同じ。）により提供すること。

ロ 提供者（当該侵害情報の發信者であると認めるもののを除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合、当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者が当該侵害情報として総務省令で定めるものを保有していない場合は、当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすること。

二 この項の規定による命令（以下この条において「提供命令」とい、前号に係る部分に限る。）により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをしてしまった旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。

前項（各号別記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合における前項の規定の適用については、同項第一号イの規定中「に係るもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と/or。

2 号に該当すると認められる場合

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められる場合

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合

5 4 第一項に規定する決定を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしないことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。）は、その効力を失う。

一 当該提供命令の本案である発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件について第一項第一号に規定する決定に対しても同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了したとき。

二 当該提供命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該提供を受けた日から二月以内に、当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対し、第一項第二号に規定する通知をしなかつたとき。

三 提供命令の申立ては、当該提供命令があった後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。

四 提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即時抗告をすることができる。

(消去禁止命令)

附 則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年四月二六日法律第一〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（新法第百四十二条の四第二項、第四項及び第五項（第二項及び第五項にあっては、通知に係る部分に限る。）、第一百五十二条、第二百二十九条並びに第二百七十七条の六の規定を除く。）及び附則第六条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年四月二八日法律第二七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(発信者の意見の聴取に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日前にしたこの法律による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第二項の規定による意見の聴取は、この法律による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（次条において「新法」という。）第六条第一項の規定によりされた意見の聴取とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二

条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定（公布の日）

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び

同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正規定（「取消しの申立て」の下に「秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る。）、第五条中

人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第二百五十六条の改

正規定、同法第五十七条第四項の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同法第二百

六十一条の次に一条を加える改正規定、同法第六十五条第一号の改正規定、同法第二百六十六

条第一項第一号の改正規定、同法第二百六十七条の十第一項の改正規定及び同法第二百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保

全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第

八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十

六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六

条、第九十一条、第九十八条、第二百十二条、第二百十五条及び第二百十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日